

認定薬局認定申請 作成手引き Q&A

Q1 全ての服薬指導カウンターに椅子が設置されていない。

A 原則、全ての服薬指導カウンターには椅子の設置が必要。

例えば、椅子を設置しているが、車椅子の患者のため、一時的に椅子をバックヤードにしまっている等、理由があり、円滑な薬局利用のために、椅子を一時的にしまうことがあるということであれば、問題ない。

この場合、利用者が座って相談を受けられることが可能であることについて、利用者が容易に認識できるよう、見やすい場所にその旨の掲示をすること。

なお、服薬指導カウンターとして使用していない、会計のみのカウンターは、服薬指導場所とみなさないため、椅子の設置は必要ない。

Q2 ハイカウンターとは、どんなものか。

A 椅子の脚が長く、座面が高くなってしまふ、あるいは、椅子に座ると、患者と薬剤師の目線が合わず、適切な服薬指導ができないもの。

Q3 患者トイレが障害者対応トイレではない。手すりがない。手狭である。

A 薬局職員が介助することで、円滑な利用ができる場合は、問題ない。

この場合、利用者が薬局職員の介助を受けられることが可能であることについて、利用者が容易に認識できるよう、見やすい場所にその旨の掲示をすること。

薬局職員が介助しても（又は介助できないくらい狭い）、円滑に利用できないような設備は、地域連携薬局の構造設備として不適。

Q4 無菌製剤処理を実施できる体制が、「紹介の場合」として認められる場合とは、どういった場合か。

A 日常生活圏域（中学校区）及び近接する日常生活圏域に、無菌製剤処理が可能な他の薬局が存在しない場合、当分の間、「紹介の場合」とすることの対応でも差し支えない。

しかし、自薬局の周辺に無菌製剤処理が可能な薬局が存在する場合は、「紹介」による対応は不可であること。また、紹介された薬局が居宅療養に参加することから、社会通念上、極端に遠方の薬局を紹介することは不適切であること。

なお、近隣の薬局で無菌製剤処理が可能な薬局が存在するにも関わらず、共同利用できない場合は、その理由を申請書に添付すること。

Q5 適切な実施薬局に紹介していることがわかる書類とは、どういったものか。

A 患者の不利益とならないように当該薬局が責任を持って紹介し、必要時には連携できる薬局である必要があるため、Q5のとおり、極端に遠方の薬局でないことや、設置している設備が適切に運用できるものであるかなど、適切に無菌製剤処理を実施できるかどうか確認した

うえで、紹介先の薬局を確保している必要がある。

具体的には、以下①～⑥がわかるものを確認する。

- ①自局で無菌製剤処理に係る設備が整備できない理由を記載した書類。
- ②周辺の薬局との共同利用を検討した経緯及びその結果から他の薬局と共同利用ができない理由を記載した書類。
- ③当運用方針のQ4で示している、近隣の薬局で無菌製剤処理が可能な薬局が存在するにも関わらず、共同利用できない場合は、その理由を記載した書類。
- ④検討した全ての薬局の名称、所在地、担当者、薬局の開局状況（営業日・開店時間など）、薬局に備えている無菌製剤処理に係る設備、図面（設備の設置位置が図示されているもの）と設備の状況を確認し、その情報を記載した書類。なお、特に開局状況や無菌製剤処理に係る設備からどのような考えにより、紹介先として適切な薬局と判断したのかを記載した書類とすること。図面は原則添付とするが、図面の入手が困難であった場合はその理由と電話等により可能な範囲で、設備の設置位置や調製に必要な備品等を把握し、その結果も記載すること。紹介先の開局時間が自局の開局時間を満たしていない場合は、原則不可とする。
- ⑤当該薬局との距離、移動にかかる主な交通手段（徒歩による移動が困難な場合は、公共交通機関による移動も可能であること）の情報を記載した書類。紹介する薬局が患者の不利益とならない距離や所要時間であると考えた理由を記載した書類とすること。
- ⑥紹介する薬局と連携が取れることがわかる書類。手順書の他、紹介先の相手側から了承を得ていることがわかる内容であることや相手側との取り決め等の書面がない場合は、確認した日時、担当者名、確認内容等を記載した書類とすること。

なお、少なくとも医療情報ネット等で、近隣の薬局の無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否を確認し、可能となっている薬局は全て検討すること。

また、更新の場合、前回の確認結果をそのまま添付するのではなく、新たに確認すること。

Q6 継続して1年以上常勤として勤務している薬剤師が各規則の半数以上の基準を満たさなくなったが認定証を返納しなくてもよいか。

A 事務連絡^{※1}により当該理由のみをもって、直ちに認定薬局の基準を満たさないと判断するものではないが、地域連携薬局の機能を適切に果たすことが求められる。各規則の半数以上の基準を満たさなくなったにもかかわらず、認定証を返納しない場合は、医務薬務課へ以下の事項を連絡すること。なお、連絡の頻度は、基準を満たさなくなった時点から認定更新までの毎月10日まで（閉庁日であれば翌開庁日）の月1回以上とする。必要に応じて、任意書式にて書類の提出を求める場合がある。事務連絡^{※1}により専門医療機関連携薬局も同様とする。

- ①基準を満たさなくなった年月日とその時点の薬剤師の体制
- ②基準を満たす見込み時期
- ③地域連携薬局の機能を適切に果たすことができる具体的な体制
- ④その他必要と考えられる事項

Q7 健康サポート薬局の研修修了証と受講証明書の違いは何か。

A 地域包括ケアシステムに関する研修を修了し常勤として勤務している薬剤師の体制については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（認定薬局関係）」（令和3年1月29日付け薬生発0129第6号）の第2の3（8）において、「技能習得型研修の研修項目に「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」が、知識習得型研修の研修項目に「地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例」が含まれていることから、当該要綱に基づき研修実施機関が実施した健康サポート薬局に係る研修を修了した者として修了証の交付を受けた常勤の薬剤師が、本規定の基準を満たす者として取り扱うこととする。」と記載されており、研修修了証は、薬局において薬剤師として5年以上の実務経験がある者に対してのみ発行される。

5年以上の実務経験がない場合は、研修修了証が発行されないため、研修の受講を修了した旨の証明書（以下「受講証明書」という。）により研修を修了していることを確認する。

公益社団法人日本薬剤師会及び公益財団法人日本薬剤師研修センターにより実施されている健康サポート薬局研修は、技能習得型研修A、技能習得型研修B及び知識習得型研修に分けて受講証明書が発行されており、これを併せることで研修修了証の発行申請を行う仕組みとなっており、3種の受講証明書を添付すること。このため、一部のみの受講証明書では、健康サポート薬局研修を修了しているとみなせない。

また、その他の厚生労働省が指定する第三者機関（指定確認機関）に届け出て、確認を受けた研修実施機関が実施する場合においても、受講証明書の発行形式を確認の上、必要な受講証明書の写しを添付すること。

※1 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定基準に関するQ&Aについて（事務連絡令和5年3月31日一部改正）

原則、間違いなく認定基準を満たせる薬局のみ
申請するようにしてください。

認定基準を満たせるかどうかで悩むようであれば、
それは認定基準を満たさないと判断し、改善するようご検討下さい。
その他、認定薬局に係る認定基準等については、
次の連絡先までお問い合わせ下さい。

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課薬務係
011-231-4111 内線 25-331

令和5年3月 作成
令和6年3月 一部改訂
令和7年3月 一部改訂